

第 12 回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

平成 25 年 4 月 26 日 (金) 10:00～

301 委員会室

1 各関係者意見検討

2 その他

【資料】

資料 1 正副座長たたき台案

資料 2 条例骨子 (案)

資料 3 イメージ図

資料 4 条例概略図 (案)

資料 5 条例概略(案)

資料 6 条例骨子 (案) への執行部意見について (執行部資料)

資料 7 三重県内でアルコール依存症の対応が可能な精神科
クリニック一覧 (執行部資料)

資料 8 国際的な診断基準 (執行部資料)

資料 9 受診義務 (別案)

資料 10 「飲酒運転根絶の日」及び「施行日」について

正副座長たたき台案

※網掛及び取消線部は、検討済事項

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例

【第 10 回検討結果】

1 前文

【第 5 回検討結果】全体の内容確定後に検討を行う。

「飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい！」これは、県民誰もが願う切実な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み、飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においても、いまだこの飲酒運転による事故はなくなり、この大切な県民の命が、飲酒運転による事故という本来防ぐことができる事故により奪われている。

私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考え。そして、その具体的な取組として規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に目を向けることを、その実効性ある施策として掲げる。

また、この飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先し取り組むことはもちろんのこと、県民一人ひとりが、飲酒運転は大切な命を奪う重大事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、規範意識の定着、再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を行うことによって、一日でも早く飲酒運転がゼロとなることに願いを込め、この条例を制定する。

【第 10 回検討結果】

※盛り込む内容をどうするか。

- ・「法律による厳罰化が進むが、飲酒運転による事故がなくなるしない」
- ・「飲酒運転の根絶を図る」
- ・「規範意識の定着」
- ・「飲酒運転は犯罪である」(*要検討)

【第 9 回検討結果】

など

2 目的

【第5回検討結果】全体の内容確定後に検討を行う。

飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、いまだ県内における飲酒運転による事故がなくなるに鑑み、県の責務を明らかにするとともに、基本方針基本計画の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

飲酒運転の根絶に関し、県の責務を明らかにするとともに、県民及び事業者の努力、基本計画の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とする。

【第10回検討結果】

3 定義

「飲酒運転」：酒気を帯びて自動車等を運転する行為

「自動車等」：道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車

「飲食店営業者」：酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者

「酒類販売業者」：酒税法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者

「飲酒運転違反者」：道路交通法第一百七十七条の二第一号又は同法第一百七十七条の二の二第一号の違反行為をした者

(※酒酔い運転又は酒気帯び運転の違反行為をした者)

「規則」：三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則

【第10回検討結果】

3-4 責務及び努力

(1) 県の責務

ア 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【第5回検討結果】案通り。

イ 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。

【第5回検討結果】案通り。

※市町との連携を規定するか。

【第5回検討結果】

規定しない。ただし、個別的議論の中で必要が生じた場合は再度、議論を行う。

(2) 県民の努力 【第7回検討結果】「責務」ではなく「努力」とする。

県民は、県が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県その他の者が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

【第7,9回検討結果】

(第7回検討による追加論点)

※「県が実施する」と県だけに限定するか。

【第8回検討結果】限定しない。

※どの程度まで盛り込むか。

①施策への協力

②施策への協力 + 自主的な取組

③施策への協力 + 自主的な取組 + 通報

【第5回検討結果】議論継続（※県外調査事項）

【第6回検討結果】②とする。

(3) 事業者の努力 【第7回検討結果】「責務」ではなく「努力」とする

事業者は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に資するための取組を行うよう努めるものとする。

ア 事業者及び事業者団体は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。

【第10回検討結果】「事業者団体」を追加。

イ 飲食店営業者は、アの取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

ウ 酒類販売業者は、アの取組を行うに当たっては、酒類の購入をする者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

【第8回検討結果】

※どの程度まで盛り込むか。

・特定事業者について規定するか。規定する場合、特定事業者ごとに、どのような内容とするか（例：文書掲示）。

【第7回検討結果】

「飲食店営業者」及び「酒類販売業者」については、規定する。

・従業員教育を規定するか。

【第7回検討結果】規定しない。

※公務者の率先垂範を規定するか。

【第7回検討結果】規定しない。

4.5 基本方針基本計画 【第7回検討結果】「基本方針」ではなく「基本計画」とする。

- (1) 知事は、3(1)の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本方針基本計画を定めなければならない。
- (2) 基本方針基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 教育及び知識の普及（※5）に関する事項
 - イ 再発防止のための措置（※6）及び受診義務（※7）に関する事項
 - ウ その他飲酒運転の根絶に関して必要な事項
- (3) 知事は、基本方針基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- (4) 知事は、毎年1回、基本方針基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

※基本方針の策定及び変更につき、議決対象とするか。

【第7回検討結果】議決対象としない。

※数値目標を設定するか。設定する場合、何に対する数値目標とするか。

【第7回検討結果】数値目標は設定しない。

5-6 教育及び知識の普及

- (1) 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

【第7回検討結果】

教育及び知識の普及が規範意識の定着のためでもある旨を前文で表現する。

- (2) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

【第7回検討結果】

「行うものとする」に変更。

【第8回検討結果】

「行うものとする」について、関係者の意見を聴いたうえで必要とあれば、「努めるものとする」に戻す。

(第7回検討による追加論点)

※「大学」も例示するか。

【第8回検討結果】 例示しない。

※重点取締区域を設けるか。

【第7回検討結果】

県警の意見も聴取し参考とする。

6-7 再発防止のための措置

県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

7.8 受診義務

(1) 飲酒運転違反者は、県が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受けなければならない。

※規則で定める者については、除く。

(2) 県は、医療機関の指定、診断基準等(1)の診断に関して必要な事項を定めなければならない。

(3) 県は、飲酒運転違反者が(1)の診断を受けない場合には、その家族に対し、飲酒運転違反者に(1)の診断を受けるよう要請する等必要な協力を求めることができるものとする。

(4) (1)の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対して、アルコール依存症の治療に関する助言を行うことができるものとする。

【第8回検討結果】

受診義務の例外規定を設ける。

8.9 相談

県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。

(第7回検討による追加論点)

※「飲酒運転をした者」も書き込むか。

【第8回検討結果】「おそれのある者」で読み込めるため書き込まない。

*教育等を通じての飲酒運転を「根絶」という方向性から、「被害者からの相談」から変更。

(参考)被害者の支援としては、犯罪被害者支援センターなどがある。

9 情報提供

県は、〇〇のため、△△に関する情報を提供するものとする。

9.10 情報の提供等

県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行うものとする。

【第10回検討結果】

【第8回検討結果】

- ・正副座長案を作成のうえ、検討する。
- ・県警の意見も聴取し参考とする。

※情報提供の目的をどう捉えるか。

※誰に対し、どのような内容の情報を提供するか。

例（誰に対し）：県民 市町 事業者

例（内容）：検挙者数 事故件数 など

*参考 4(4)（施策の実施状況についての公表）

4011 飲酒運転根絶の日

(1) 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるため、飲酒運転根絶の日を設ける。

(2) 飲酒運転根絶の日は、〇月〇日とする。

【第9回検討結果】

パブリックコメント前までには決定する。

(3) 県は、飲酒運転根絶の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

【第8回検討結果】

401112 表彰

県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

【第8回検討結果】案通り。

411213 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則で定める。

【第8回検討結果】案通り。

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例骨子（案）

1 前文

「飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい！」これは、県民誰もが願う切実な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み、飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においても、いまだこの飲酒運転による事故はなくなり、この大切な県民の命が、飲酒運転による事故という本来防ぐことができる事故により奪われている。

私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考える。そして、その具体的な取組として規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に目を向けることを、その実効性ある施策として掲げる。

また、この飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先し取り組むことはもちろんのこと、県民一人ひとりが、飲酒運転は大切な命を奪う重大事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、規範意識の定着、再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を行うことによって、一日でも早く飲酒運転がゼロとなることに願いを込め、この条例を制定する。

2 目的

飲酒運転の根絶に関し、県の責務を明らかにするとともに、県民及び事業者の努力、基本計画の策定、教育及び知識の普及、受診義務その他必要な事項を定めることにより、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とする。

3 定義

「飲酒運転」：酒気を帯びて自動車等を運転する行為

「自動車等」：道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車

「飲食店営業者」：酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者

- 「酒類販売業者」：酒税法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者
- 「飲酒運転違反者」：道路交通法第百十七条の二第一号又は同法第百十七条の二の二第一号の違反行為をした者
(※酒酔い運転又は酒気帯び運転の違反行為をした者)
- 「規則」：三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則

4 責務及び努力

(1) 県の責務

- ア 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- イ 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。

(2) 県民の努力

- 県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県その他の者が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(3) 事業者の努力

- ア 事業者及び事業者団体は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。
- イ 飲食店営業者は、アの取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。
- ウ 酒類販売業者は、アの取組を行うに当たっては、酒類の購入をする者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

5 基本計画

- (1) 知事は、4(1)の飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本計画を定めなければならない。
- (2) 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア 教育及び知識の普及に関する事項 (※6に関する事項)
- イ 再発防止のための措置及び受診義務に関する事項 (※7及び8に関する事項)
- ウ その他飲酒運転の根絶に関して必要な事項

- (3) 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- (4) 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

6 教育及び知識の普及

- (1) 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うものとする。(or 行うよう努めるものとする。)

7 再発防止のための措置

県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

8 受診義務

- (1) 飲酒運転違反者は、県が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受けなければならない。
※規則で定める者については、除く。
- (2) 県は、医療機関の指定、診断基準等(1)の診断に関して必要な事項を定めなければならない。
- (3) 県は、飲酒運転違反者が(1)の診断を受けない場合には、その家族に対し、飲酒運転違反者に(1)の診断を受けるよう要請する等必要な協力を求めることができるものとする。
- (4) (1)の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対して、アルコール依存症の治療に関する助言を行うことができるものとする。

9 相談

県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。

10 情報の提供等

県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行うものとする。

11 飲酒運転根絶の日

- (1) 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるため、飲酒運転根絶の日を設ける。
- (2) 飲酒運転根絶の日は、〇月〇日とする。
- (3) 県は、飲酒運転根絶の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

12 表彰

県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

13 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【 背 景 】
法律による厳罰化が進むにもかかわらず、飲酒運転による事故がなくなるらない

【 方 針 】
◎規範意識の定着
◎再発防止
を柱として、飲酒運転の根絶を図る！！

【 重 視 す る 対 策 】
○教育及び知識の普及（←規範意識の定着）
○受診義務（←再発防止）

規 定 の 方 向 性

太陽的

根絶に向けて取り組む環境が自発的に拡がると捉える

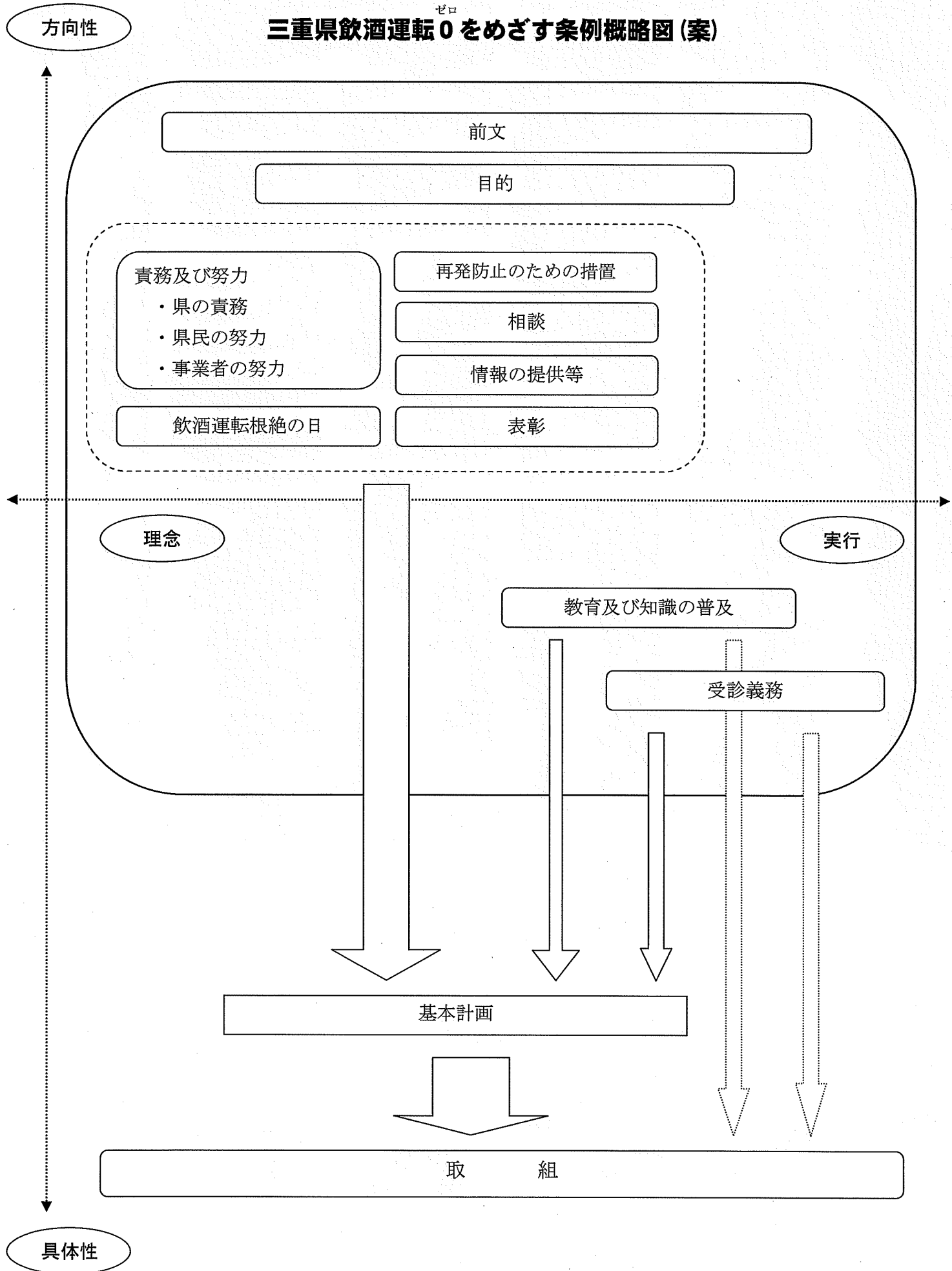
北風の

根絶に向けて取り組む環境が進むようにある程度主導する

【穏やかな場合の規定の方向性】
県民の努力 → 施策の協力で足りる
特定事業者の区別 → 区別なし
従業員教育 → 事業主に任せる
重点取締区域 → 不要
など

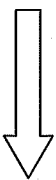
【実効性をもたせた場合の規定の方向性】
県民の責務 → 通報まで求める
特定事業者の区別 → 区別あり
従業員教育 → 必要
重点取締区域 → 必要
など

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例概略図(案)



三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例概略（案）

【制定の背景】



- ・飲酒運転に対する法律による厳罰化が進むにもかかわらず、飲酒運転がなくなる。
- ・法律による厳罰化とは違う観点からの対応が必要との認識。

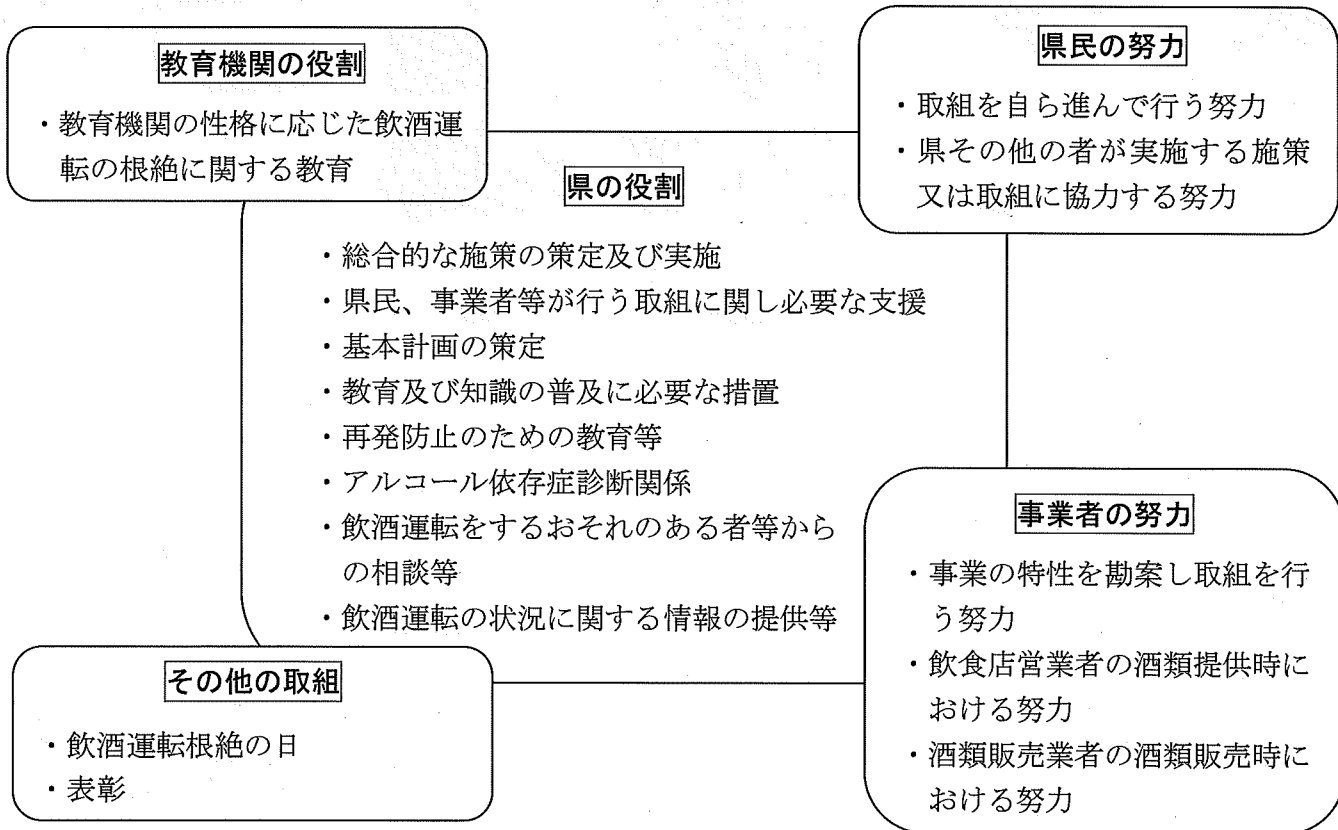
【柱とする方針】

◎規範意識の定着

- ・県による飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置
- ・教育機関によるその性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育

◎再発防止

- ・県による飲酒運転をした者に対する飲酒運転の再発防止のための教育等
- ・飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務



三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例骨子（案）への執行部意見について

平成 25 年 4 月 25 日

3 定義

「4 責務及び努力（3）事業者の努力」の項について、「事業者」及び「事業者団体」についての定義がないと、解釈上疑義が生じるおそれがあるため、定義を規定されたい。（環境生活部）

「駐車場所所有者」の努力についての規定をすることとし、「駐車場所所有者」についての定義を規定されたい。（警察本部）

「6 教育及び知識の普及」の項に、「その他の教育機関」とあるが、「その他の教育機関」には大学、専修学校、各種学校等はどこまで含まれるのか確認したい。明確なものとするため、「その他の教育機関」の定義を規定されたい。（環境生活部）

4 責務及び努力 （1）県の責務 イ

「県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。」とあるが、「支援」の範囲について、広範に解釈されることが考えられることから、「必要な支援を行うよう努めるものとする」とされたい。（環境生活部）

4 責務及び努力 （3）事業者の努力 ア

条例に実効性を持たせるため、通勤途上における飲酒運転違反者の情報について、公安委員会から勤務先等への通報ができる旨、規定されたい。これにより、県民の飲酒運転防止への自主性が高まり、事業者の再発防止措置へもつながる。（警察本部）

有料駐車場等が飲酒運転の開始場所となることが予想されるため、「駐車場所

有者」について啓發文書・ポスター等の掲示等の具体的な例示を含む努力義務を規定されたい。(警察本部)

例えば、従業員教育や運輸事業者におけるアルコール・チェッカーの整備などについての具体的な例示を規定されたい。(環境生活部)

4 責務及び努力 (3) 事業者の努力 イ

飲食店における啓発は効果が大きいと考えられることから、ポスターの掲示や車両での来店の有無の確認などの具体的な例示を規定に加えられたい。(環境生活部)

4 責務及び努力 (3) 事業者の努力 ウ

酒類販売業における啓発は効果が大きいと考えられることから、啓發文書の掲示等の具体的な例示を規定に加えられたい。(環境生活部)

5 基本計画 (2) イ

「7 再発防止のための措置」、「8 受診義務」という条例骨子案との整合性を図るため、「イ 再発防止のための措置」、「ウ 受診義務に関する事項」、「エ その他飲酒運転の根絶に関して必要な事項」と整理してはどうか。(健康福祉部)

6 教育及び知識の普及 (2)

学習指導要領(保健体育等)において、飲酒の害についての記述はあっても、飲酒運転に関する記述はないこと、また、交通安全教室等の特別活動の中で飲酒運転の根絶に関する教育を実施することは可能とはいえ、特別活動でどのような教育を行うかは各学校が独自に判断するものであることから、飲酒運転の根絶に関する教育を義務づけることは適当ではない。

また、飲酒運転の根絶に関する教育については、発達段階に応じて多面的でより効果の高い教育を行う必要があることから、「飲酒運転の根絶に資する教育」と表現することが適当と考える。

以上から、「小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に資する教育を行うよう努めるものとする。」と規定されたい。
(教育委員会事務局)

私立学校の自主性を尊重する必要があることから、「教育を行うものとする。」とあるところ、「教育を行うよう努めるものとする。」とされたい。(環境生活部)

7 再発防止のための措置

条例に実効性を持たせるため、通勤途上における飲酒運転違反者の情報について、公安委員会から勤務先等への通報ができる旨、規定されたい。(警察本部)
(「4 責務及び努力(3) 事業者の努力」への意見と同内容。同項になじまないと判断される場合には、飲酒運転違反者が従業員であった場合の従業員全般への事業者等の再発防止の指導・教育のため、「7 再発防止のための措置」として規定されたい。)

8 受診義務 (1)

飲酒運転違反者について、初回の違反から、受診命令の対象とすることについては、慎重な対応が必要ではないか。(環境生活部)

「公安委員会が知事に情報提供し、知事が飲酒運転違反者に通知する」旨の手續について規定されたい。(三重県個人情報保護条例第7条及び第8条の規定により、個人情報の本人以外からの収集、個人情報の目的外利用及び目的外提供を行うためには法令又は条例に規定が必要。)(環境生活部・警察本部)

知事が、受診義務の対象者について実際に受診したかどうかを確認する場合、通知を受けた飲酒運転違反者が受診したかどうかを知事に報告「しなければならぬ」旨、規定されたい。(地方自治法第14条第2項により、義務を課す場合は、法令に特別の定めがある場合を除き条例に規定が必要。)(環境生活部)

診断に要する費用については、受診者(飲酒運転違反者)の負担であることを明示されたい。(健康福祉部)

「規則で定める者については、除く。」とあるが、どのような場合が除かれる

のかその趣旨を明らかにされたい。

なお、条例の適用除外を包括的に規則に委任することは適当でないため、適用除外の例示等を規定されたい。(健康福祉部・環境生活部・警察本部)

県内の多くの地域で受診できるよう、医療機関の指定ではなく、アルコール依存症の受診機関についての情報提供の規定とされてはどうか。(健康福祉部)

8 受診義務 (2)

診断基準は世界保健機関 (ICD-10) 及び米国精神神経学会 (DSM) が定めた国際的な診断基準に基づき医療機関が診断を行うことが適切と考えるため、「診断基準等 (1) の診断」の記載は不要ではないか。(健康福祉部)

県内の多くの地域で受診できるよう、医療機関の指定ではなく、アルコール依存症の受診機関についての情報提供の規定とされてはどうか。(再掲) (健康福祉部)

8 受診義務 (3)

知事が、受診義務の対象者について実際に受診したかどうかを確認する場合、通知を受けた飲酒運転違反者が受診したかどうかを知事に報告「しなければならぬ」旨、規定されたい。(地方自治法第 14 条第 2 項により、義務を課す場合は、法令に特別の定めがある場合を除き条例に規定が必要。)(再掲) (環境生活部)

県が、受診義務の対象者の家族の情報を収集し、利用するためには、住民基本台帳法や三重県個人情報保護条例に基づき適正な処理を行うため、条例に規定が必要となると考える。なお、住民基本台帳の一部の写しの閲覧による方法では、同居している場合でも、家族の特定に至らないことがある。

また、受診義務の対象者の家族に診断を受けるよう要請するため、家族に対して個人情報 (受診義務の対象であること) を提供するためには、条例に規定が必要となると考える。

このように県が家族に対して協力を求めることについては、整理すべき課題が多いと考える。(環境生活部)

「家族」の範囲や「家族」がいない者に関する取扱い、「家族」が拒んだ場合や「飲酒運転違反者」と「家族」との間にDV等の問題がある場合等について規定の必要はないか検討されたい。(警察本部)

8 受診義務 (4)

「(1)の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対して、アルコール依存症の治療に関して、本条例の趣旨に鑑み、本人の事情に応じた適切な治療方針について、積極的な助言、指導を行うよう努めるものとする。」などとされてはどうか。(健康福祉部)

9 相談

「飲酒運転をするおそれのある者」、「相談」及び「措置」の内容、範囲が不明確であることから、具体的に規定されたい。(健康福祉部)

10 情報の提供等

提供する情報について、どの程度分析を行うかなど、その内容を具体的に規定されたい。(警察本部)

13 委任

各項における「県」には、知事部局、教育委員会、公安委員会が含まれるとのことであるが、明確な規定がなければ、三重県規則、教育委員会規則、公安委員会規則のそれぞれで、定めるべき内容が明確にならないため、それぞれ明確となるような規定とされたい。(警察本部)

○ 施行日について

飲酒運転違反者に受診義務を課すこととなることから、県民への周知に相当の期間が必要と考える。

初回の飲酒運転違反者に受診の努力義務を、2回目の飲酒運転違反者に受診義務（及び結果報告、治療義務）を課している福岡県の場合は、該当条項等について、公布から6月程度の周知期間を置いた後施行しているところ、初回の飲酒運転違反者に受診義務を課す内容となっている本条例についても、最短でも6月程度の周知期間が必要と考える。また、条例の施行に向け事業内容等の整理を行うため、一定の準備期間を設けられたい。（環境生活部）

医療機関の指定又は情報提供を行うにあたっては、三重県医師会や日本精神科病院協会三重県支部等との調整が必要であり、条例施行には十分な準備期間を設けられたい。（健康福祉部）

各学校での教育内容を準備する必要があるため、施行時期について配慮いただきたい。（教育委員会事務局）

○ その他

この条例が適用される範囲について、明確にする必要があると考えるので、ご検討いただきたい。（環境生活部、警察本部）

条例の各項目の主体について、全体として整理されたい。（環境生活部）

平成25年4月25日 健康福祉部

三重県内でアルコール依存症の対応が可能な精神科クリニック一覧

平成24年7月時点(こころの健康センター調べ)

NO	保健所	名称	依存症対応	
1	桑名	くわな心身クリニック		
2		しばはらメンタルクリニック		
3		松原クリニック		
4	四日市	うの森クリニック		
5		奥島クリニック	可	
6		水沢病院附属四日市診療所		
7		臼田セントラル医院		
8		おの心のクリニック	可	
9		北山心身クリニック		
10		ひかり心身クリニック		
11		さががわ通り心・身クリニック		
12		増井心身クリニック	可	
13		あさけ診療所		
14		とみすはらメンタルクリニック		
15		かすみがうらクリニック	可	
16		むらせシニアメンタルクリニック		
17		鈴鹿	清瀬心身クリニック	
18			森本メンタルクリニック	
19			鈴鹿メンタルクリニック	
20	三重心身クリニック			
21	やまもと心身クリニック			
22		かめやま心身クリニック		
23	津	江戸橋神経内科クリニック		
24		かたやまファミリークリニック		
25		斉藤メンタルクリニック		
26		津駅西口神経クリニック		
27		つつじメンタルクリニック		
28		長尾こころのクリニック		
29		森心身医学クリニック	可	
30		いのうえ心身クリニック		
31		伊藤メンタルクリニック		
32		おおごし心身クリニック	可	
33		みえ診療所		
34		三重県いなば園		
35		こころの診療所 素心庵クリニック		
36		タオ・メンタルクリニック		
37		松阪	宝積クリニック	
38	中川駅前クリニック			
39		松阪駅前心身クリニック		
40	伊勢	なかむら心身医学クリニック		
41		心のクリニックいせ		
42		宮原医院		
43	伊賀	森田クリニック		
44		メンタルクリニック名張		
45		桔梗が丘四番町診療所		
46	尾鷲	尾鷲診療所		
47	熊野	御浜はないクリニック		

保健所	精神科病院	依存症対応
桑名	医療法人社団橋会 多度あやめ病院	
	医療法人北勢会 北勢病院	
	医療法人康誠会 東員病院	
	医療法人大仲会 大仲さつき病院	
四日市市	社会医療法人居仁会 総合心療センターひなが	
	医療法人安仁会 水沢病院	可
鈴鹿	JA三重厚生連 鈴鹿厚生病院	
	鈴鹿さくら病院	
津	国立大学法人 三重大学医学部附属病院	
	三重県立こころの医療センター	可
	三重県立小児心療センターあすなろ学園	
	医療法人 久居病院	
松阪	独立行政法人国立病院機構 榊原病院	
	松阪厚生病院	可
	南勢病院	可
伊勢	三重県立志摩病院	
伊賀	財団法人 信貴山病院分院上野病院	
熊野	医療法人紀南会 熊野病院	

○精神科外来のある病院

NO	名称	依存症対応
1	三重聖十字病院	
2	鈴鹿中央病院	
3	第二岩崎病院	
4	伊勢赤十字病院	可

クリニック 6/47
 精神科病院 4/18
 精神科外来のある総合病院 1/4

平成 25 年 4 月 25 日 健康福祉部

国際的な診断基準

◆世界保健機関が作成した ICD-10 によるアルコール依存症の診断ガイドライン

過去 1 年間に以下の項目のうち 3 項目以上が同時に 1 ヶ月以上続いたか、または繰り返し出現した場合

1. 飲酒したいという強い欲望あるいは強迫感
2. 飲酒の開始、終了、あるいは飲酒量に関して行動を抑制することが困難
3. 禁酒あるいは飲酒したときの離脱症状
4. 耐性の証拠
5. 飲酒にかわる楽しみや興味を無視し、飲酒せざるをえない時間やその効果からの回復に要する時間が延長
6. 明らかに有害な結果が起きているにもかかわらず飲酒

◆DSM(米国精神医学会)によるアルコール依存症の診断ガイドライン

同じ 12 ヶ月の期間内のどこかで、以下の項目のうち 3 項目以上が出現した場合

1. 耐性の存在
2. 離脱症状の存在
3. はじめのつもりより大量に、またはより長期間、しばし飲酒
4. 禁酒または飲酒の持続的欲求または努力の不成功
5. アルコール入手、飲酒、または飲酒の作用からの回復に多くの時間を消費
6. 飲酒のために重要な社会的、職業的、または娯乐的活動を放棄または減少
7. 精神的・身体的問題が飲酒によって起こり、悪化していることを知っているにもかかわらず飲酒を継続

「8 受診義務」(別案)**8 受診義務**

- (1) 飲酒運転違反者は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、その結果を報告しなければならない。
※既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、除く。
- (2) 知事は、三重県規則で定めるところにより、(1)の受診及び報告を行うべき旨並びに受診の期限を飲酒運転違反者に通知するものとする。
- (3) 知事は、(2)の通知を受けた飲酒運転違反者が、期限までに(1)の受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、(1)の受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。
- (4) 飲酒運転違反者の家族等は、飲酒運転違反者が(1)の受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、(1)の受診及び報告を行うよう促す等適切な対応に努めるものとする。
- (5) 知事は、医療機関の指定、診断基準等(1)の診断に関して必要な事項を定めるものとする。
- (6) 公安委員会は、知事に対し、(2)の事務を遂行するために必要となる飲酒運転違反者の情報の提供等必要な協力を行うものとする。
- (7) (1)の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対して、アルコール依存症の治療に関し、積極的に助言、指導を行うことができるものとする。

「飲酒運転根絶の日」及び「施行日」について**飲酒運転根絶の日****11 飲酒運転根絶の日**

- (1) 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるため、飲酒運転根絶の日を設ける。
- (2) 飲酒運転根絶の日は、**12月1日**とする。
- (3) 県は、飲酒運転根絶の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

施行日

平成25年7月1日から施行。

※受診義務については、平成26年1月1日から施行。

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（中間案）

飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは、誰もが願う切実な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み、飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においても、いまだ飲酒運転による事故はなくなり、大切な命が、飲酒運転による事故という本来防ぐことができる事故により奪われている。

私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけでなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考える。そして、規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に意識を向けることを、実効性ある施策の具体的な取組として掲げる。

また、飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先し取り組むことはもちろんのこと、県民一人ひとりが、飲酒運転は大切な命を奪う重大事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、規範意識の定着、再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を行うことによって、一日でも早く飲酒運転が^{ゼロ}となることに願いを込め、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、飲酒運転の根絶に関し、県の責務並びに県民及び事業者の努力を明らかにするとともに、基本計画の策定、教育及び知識の普及、アルコール依存症に関する受診義務その他必要な事項を定めることにより、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為
- 二 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車
- 三 飲食店営業者 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供

することを業とする者

四 酒類販売業者 酒税法第九条第一項の規定により酒類の販売業免許を受けた者

五 飲酒運転違反者 県内において道路交通法第百七条の二第一号又は同法第百七条の二の二第一号の違反行為をした者

(県の責務)

第三条 県は、飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に関して、必要な支援を行うものとする。

(県民の努力)

第四条 県民は、飲酒運転の根絶に関する取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、県その他の者が実施する飲酒運転の根絶に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第五条 事業者及び事業者団体は、その事業の特性を勘案しつつ、飲酒運転の根絶に関する取組を行うよう努めるものとする。

2 飲食店営業者は、前項の取組を行うに当たっては、酒類の提供を受ける者が提供された場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

3 酒類販売業者は、第一項の取組を行うに当たっては、酒類の購入をする者が購入した場所から移動するに際して、飲酒運転が行われないよう特に配慮するよう努めるものとする。

(基本計画)

第六条 知事は、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次条に規定する教育及び知識の普及に関する事項

二 第八条に規定する再発防止のための措置に関する事項

三 第九条に規定する受診義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを議会に報告

するとともに、公表しなければならない。

- 4 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(教育及び知識の普及)

第七条 県は、飲酒運転の根絶に関する教育及び知識の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 小学校、中学校、高等学校その他の教育機関は、その性格に応じた飲酒運転の根絶に関する教育を行うよう努めるものとする。

(再発防止のための措置)

第八条 県は、飲酒運転をした者に対し、飲酒運転の再発防止のための教育その他必要な措置を講ずるものとする。

(受診義務)

第九条 飲酒運転違反者は、知事が指定する医療機関において、アルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し当該診断を受けた旨を報告しなければならない。ただし、既にアルコール依存症と診断されている者その他の三重県規則で定める者については、この限りでない。

- 2 知事は、三重県規則で定めるところにより、飲酒運転違反者に対し、前項に規定する受診及び報告を行うべき旨並びに同項に規定する受診の期限を当該飲酒運転違反者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項に規定する通知を受けた飲酒運転違反者が、同項に規定する期限までに第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。
- 4 飲酒運転違反者の家族等は、飲酒運転違反者が第一項に規定する受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し、同項に規定する受診及び報告を行うよう促す等適切な対応に努めるものとする。
- 5 知事は、医療機関の指定、診断基準等第一項に規定する診断に関して必要な事項を定めるものとする。
- 6 公安委員会は、知事に対し、第二項に規定する事務を遂行するために必要となる飲酒運転違反者の情報の提供等必要な協力を行うものとする。
- 7 第一項に規定する診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対して、アルコール依存症の治療に関し、積極的に助言、指導を行うことができるものとする。

(相談)

第十条 県は、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等からの相談に応じるなど必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第十一条 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行うものとする。

(飲酒運転^{ゼロ}をめざす日)

第十二条 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるようにするため、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす日を設ける。

2 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす日は、十二月一日とする。

3 県は、三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(表彰)

第十三条 県は、飲酒運転の根絶に関する取組に関して、顕著な功績があると認められる県民等に対し、表彰を行うことができる。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は三重県公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第九条の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。